

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2013.5.14 No.15

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren



「振り込め」詐欺から、新名称「母さん助けて」詐欺へ

最近の詐欺被害で、現金を直接受け取りに来る手口が7割を占め実態に合わない警察庁が新名称を募集。最優秀作品が「母さん助けて詐欺」。優秀作品は「ニセ電話詐欺」と「親心利用詐欺」。しかし静岡県内では警察官を名乗る不審電話が多発。そのため県警では、県内の実態と合わないことから、新名称を使う予定はない。ただ県内で「母さん助けて」が浸透するなら使う可能性もある。〈5/14 中日新聞〉…浸透するということは被害者がたくさん出るということかな?と思いましたが…。「新名称」どう思いますか?

第4回幹事会議事録

詳しくは、「消費者問題ネットワークしずおか」のブログをご覧ください。

◇日時：2013年5月10日（金）13:30～17:00

1. 大学生向け消費者教育のための模擬講座(13:30～14:45)

「契約の基本を学ぼう!」、「建物の賃貸借」の講座内容を作成冊子で説明。協議がされた。

2. 検討事項(14:55～17:00)

(1) 消費生活専門相談員資格試験対策講座(8回)について

6/16・6/23・6/30・7/7・7/21・7/28・8/4・9/1<各日曜日>10:00～15:50 司法書士会館
定員30名・受講料金15,000円(消費者ネット会員は12,000円)応募締切5月末日
小論文:テーマ「地方消費者行政の課題について」を400字程度で提出。
応募者の選考は、6月3日(月)11時～13時

(2) 総会について

総会検討委員会からの報告をもとに2012年度活動報告・2013年度方針が協議された。
2部の学習会テーマを消費者教育推進法とした。

日時：7月18日(木)13:30～16:00 会場：司法書士会館4階司ホール
来年度活動方針との関係で入門講座の検討<名称・講座内容>を行う。

6月3日(月)14時～16時 生協ユーコープしずおか県本部 A会議室

(3) 消費者庁「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(案)のパブリックコメント検討協議が行われ、各幹事より来週早々には色川代表に意見をメールすることとした。

(4) 副代表の増員について

司法書士会・労福協・しずおか市消費者協会より各1人ずつ選出。

掲 示 板

総会のお知らせ

7月18日(木)
13:30~16:00
司法書士会館

<第1部総会>
<第2部学習会>
「消費者教育推進法について」
講師:公益(財)消費者教育支援
センター 柿野成美主任研究員

次回幹事会の日程

9月17日(火) 13:30~16:30
*初めの1時間程度を模擬講座
労金から「クーリング・オフを知ろう」
「お金を借りるときに知っておきたいこと」
「クレジットの仕組みとカードの利用」
の内の2講座
会場: 生協ユーコープしずおか県本部

★オブザーバー参加可。事前に事務局(県生協連)
TEL054-253-5987 へ連絡をお願いします。

☆今回より3回シリーズで、消費生活相談員の深見さん(消費者ネットの幹事でもあります)からの寄稿を掲載します。

相談業務を通じて感じること

静岡県東部県民生活センター 消費生活相談員 深見好枝

アベノミクス効果で円安・株高」とのニュースで連日賑わう今日この頃。確かにある程度の資産を保有している層には恩恵をもたらしていることでしょう。しかし、金融資産を全く持たない世帯が1987年の3%から26%に増えた現在、蓄えのないぎりぎりの生活を送っている世帯が4世帯に1世帯あるということです。もし突発的な事が起こったら生活破綻につながる危険性を孕んでいる数字と読み取れます。相談業務を通じて見えてくる<現代お金事情>をご紹介します、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

～現代お金事情～その1

激しい横殴りの雨が降ると思い出すことがあります。

私が相談員になって4年目のSセンターでの出来事です。

酷くやつれたAさん(79歳男性)が窓口にやってきました。長年塗装業に従事してきたが不況の嵐で仕事が入らなくなり、消費者金融からの借り入れで生活を賄ってきたが、これ以上の借り入れができなくなり、生活費に事欠き困っての来所でした。当時、貸金業法改正の動きの中で借入総量規制による融資を断られたのでした。過払い請求の可能性が考えられたので弁護士に繋ぎ借金問題は解決しましたが、酷くやつれた姿がいつまでも私の脳裏に焼き付いていました。

2ヶ月ほどした頃、Aさんの娘を名乗るBさん（34歳）が相談窓口を訪れました。

父親の借金問題が解決したことのお礼に来てくださったとのことでしたが、実は娘さんであるBさんにも多額の借金がありました。Bさんは娘とは云ってもAさんとは血縁関係にはなく養父であるとのことでした。話を聞いていく内に、幼い頃両親に捨てられ施設の前に置かれていた自分を育ててくれたのがAさんであるとのことでした。

Aさんの借金が返済困難に陥ったため、Bさんが借りて生活をしていたことが分かりました。Bさんには自閉症の小学2年生の女兒と36歳の夫Cさんがいました。もしかして・・・という懸念が的中し、夫であるCさんにも借金がありました。夫のCさんもAさんと同じく塗装業に従事していましたが、勤務中に交通事故に遭い打撲で仕事が出来なくなったとのことでした。障害のあるお子さんを抱えているため、Bさんも3時間ほどのアルバイトしか出来ず家族全員が生活苦の渦中にあることが見えてきました。

AさんとBさん家族は同居していたため、生活保護を受けられないとのことでした。多重債務問題に熱心に取り組んでいらっしゃる司法書士さんに生活保護申請のお手伝いをお願いした結果、何とか受給できることになったとBさんが報告に来てくださいました。養父の代わりにお礼に来たとの後、養父のAさんが大量出血し、救急搬送された病院で末期の大腸がんであることが判明したことを聞きました。

あの尋常ではないやつれ方を見た時のもうひとつの「もしかして・・・」が本当になってしまい、私は言葉が見つかりませんでした。

年齢的にも長くはないと思われる余命を、借金苦から解放された後はせめて穏やかに暮らして欲しいと願っていた矢先のことでした。

更に入院後の病床でAさんは「治療費が払えないから何も治療はしないで欲しい」と医師に懇願するのだと娘さんは目を赤くしていました。

勤務の延長で相談者と接触することはできないため、Aさんを見舞うことも憚られ・・・。

その3ヶ月後に私は現在のセンターに移ることになり、お目にかかることはなく過ごしてきました。きっと穏やかな暮らしを送ってくれているものと願いつつも、横殴りの雨が降る度に今頃どうしているかと今でも思い出します。

お願い



「～現代お金事情～その1」を読まれてどうでしたか。感想など消費者ネットにお寄せ下さい。また現場で相談業務をされている方の思いなども寄稿していただくことができれば、通信が充実したものになります。よろしくお祈りします。